

【件名】 特例郵便等投票についてのお知らせ

【ポイント】

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

1 在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。

2 「特例郵便等投票」の詳細につきましては、以下の資料をご覧ください。

- (1) 特例郵便等投票概要 <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100202936.pdf>
- (2) 投票用紙等の請求手続 <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100202937.pdf>
- (3) 特例郵便等投票請求書 <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100202938.pdf>
- (4) 投票の手続 <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100202939.pdf>

(連絡先)

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia
開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html